

釧路市地域おこし協力隊 二地域居住推進員 募集要領

釧路市は、北海道の東に位置し、人口約15万人を有する東北北海道の中核・拠点都市として、社会、経済、文化の中心的な機能を担っています。また、日本最大の湿原を有する「釧路湿原国立公園」、世界で唯一のマリモを有する「阿寒摩周国立公園」の2つの国立公園がある自然環境に恵まれた街です。

釧路沖を流れる寒流の影響で、夏季は、平均最高気温が約22℃と冷涼で過ごしやすく、この特徴を活かし、釧路市では、地元の不動産事業者らとともに、避暑を目的とした「長期滞在者」の受け入れのための団体「くしろ長期滞在ビジネス研究会」（事務局 釧路市）を立ち上げ、長期滞在者の受け入れを行ってきました。

令和8年度から、これまでの避暑目的の長期滞在者に加え、さらなる二地域居住者を増やし、担い手不足やまちの課題解決につなげる取り組みを、民間と連携してスタートします。

この度、釧路市が策定した「釧路市二地域居住等促進戦略」の新たな取り組みの一環として、二地域居住推進を主な活動とした「釧路市地域おこし協力隊 二地域居住推進員」を1名募集します。

「くしろ長期滞在ビジネス研究会」の事務局業務、二地域居住に関連した民泊ビジネスや、民間事業者らと連携した首都圏との交流事業などに関心のある方の応募を心よりお待ちしております。

（参考）

- ・くしろ長期滞在ビジネス研究会ホームページ
<https://cool946.com/>
- ・釧路市二地域居住等促進戦略について（釧路市HP）
<https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/ijyuu/1017358.html>

【地域おこし協力隊募集概要】

雇用関係の有無	無し（業務委託型）
募集人数	1名
募集対象	<p>① 心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民や観光関係者と積極的にコミュニケーションを図れる方。</p> <p>② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方。</p> <p>③ 土日祝日や、早朝・夜間など不規則な勤務に対応できる方。</p> <p>④ 委嘱日時時点で満20歳以上の方（性別不問）。</p> <p>⑤ インターネット、ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作ができる方。</p> <p>⑥ 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方。</p> <p>⑦ 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に在住の方で、釧路市へ住民票を異動し、活動終了後も定住する意思のある方。ただし、地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ退任後1年以内）で、3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた方は含めることとする。</p> <p>※ 現住所が該当するか不明な場合など、地域要件の詳細についてはお問い合わせください。</p>

活動概要	<p>① くしろ長期滞在ビジネス研究会に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くしろ長期滞在ビジネス研究会の事務局運営 ・長期滞在者に向けての事業企画及び実施、情報発信 ・移住、二地域居住、長期滞在についての相談対応業務 <p>② その他市長が必要と認める業務</p> <p>その他、現隊員と連携して下記内容の業務を行う場合もございます。</p> <p>① 二地域居住の拠点整備事業に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点での活動に係る企画立案及び実行 ・滞在物件の開発に係る活動 <p>② 長期滞在施設宿泊予約システムと第2住民サービス(ふるさと住民登録制度も含む)の充実に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期滞在施設宿泊予約システムのサービス内容の検討 ・長期滞在施設宿泊予約システムの運用方法の検討 ・長期滞在施設宿泊予約システムと第2住民サービスの連携方法についての検討 ・くしろステイメンバーズカードの運用方法検討及びサービスの充実 <p>③ 交流創出事業に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内外で開催する交流会の企画立案及び運営 ・各種イベント、催事等開催時における二地域居住のPR活動 <p>④ 釧路市二地域等促進戦略に係る活動</p>
活動場所	北海道釧路市および周辺地域
委嘱形態	<p>① 釧路市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。よって市とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料等を負担いただくこととなります。</p> <p>② 勤務時間については、原則月間 120 時間以上とします。ただし、1月に満たない月は、1月あたりの勤務日数の分母を 20 日とし、1週あたりの勤務日数を 5 日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日を除く）、1日あたりの勤務時間を 6 時間とした場合を基準に計算した勤務時間以上とします。</p> <p>③ 地域おこし協力隊には月に 1 回、活動内容・時間・経費等を含めた活動報告をしていただきます。</p> <p>④ 地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で兼業を認めます。（要届出）</p>
委嘱期間	<p>① 地域おこし協力隊は市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。</p> <p>② 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱の日から最長 3 年間）</p> <p>③ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。</p>
委託料	① 人件費

	<p>月額290,000円（年額上限：3,480,000円）を上限とし支払います。ただし、毎月の活動内容を審査します。</p> <p>② 活動に要する経費</p> <p>本業務に必要となる以下の経費については年額2,000,000円を上限に支払います。ただし、毎月の活動内容を審査いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険料・年金等の保険料等（実際に掛かる保険料の1／2以内） ・ 住居借上料（実際に掛かる保険料の1／2以内） ・ 車両維持費（走行距離数に応じて算定 燃料費含む） ※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること ・ 通信費（パソコン・インターネット関係） ・ 備品・消耗品・印刷費 ・ 傷害・損害賠償保険 ・ その他 <p>活動旅費、研修・資格取得等に要する経費等、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務官通知）に基づいて市が適正と認めたもの</p> <p>※上記金額は全て税込み金額とする。</p>
申込受付期間	<p>令和8年5月1日（金）より申込開始</p> <p>採用予定人数に達した時点で申込受付を終了とさせていただきます。</p>
応募方法	<p>釧路市地域おこし協力隊二地域居住推進員応募用紙に必要事項を記入の上、写真及び必要書類を添付して下記アドレスにメールにて提出ください。</p> <p>釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係宛</p> <p>アドレス：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp</p> <p>※提出された書類は返却いたしません。</p>
選考方法	<p>① 選考方法について</p> <p>応募者を対象に書類選考及び面接を釧路市もしくはオンラインにて行います。</p> <p>※申込み後、お電話にて面接の日時等をご連絡いたします。</p> <p>※選考に必要な交通費等は個人負担となります。</p> <p>② 選考結果及び活動開始日について</p> <p>選考結果については、メール及びお電話にてご連絡いたします。</p> <p>業務委託契約締結のうえ地域おこし協力隊の活動を開始していただきます。</p>
備考	<p>① 募集に関する質問は、電話、郵送、ファックス、メールで受け付けます。</p> <p>② 郵送、ファックス、メールでの質問の場合、様式は問いませんが、必ず返信先の住所、ファックス番号、メールアドレスを記載するようお願いいたします。</p> <p>※釧路市での生活におきましては、自家用車の持ち込みをお勧めします。</p> <p>※選考のための交通費並びに採用後の引っ越し費用等は個人負担とします。</p>

問合せ先	〒088-0192 北海道釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市総合政策部市民協働推進課 (担当：小林・金子) TEL：0154-31-4504 FAX：0154-23-5220 E-mail：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp
------	--